

## 市民農園区域指定調書

令和8年4月6日

( 紫合 地区)

猪名川町

## 1 市民農園区域の指定の必要性

紫合地区は農業の担い手の減少、高齢化が進んでおり、農業後継者の確保、耕作放棄地の解消が喫緊の課題となっている。市民農園を整備することで、耕作放棄地の有効活用及び都市住民との交流人口が増加することで地域の活性化を図る。

## 2 市民農園区域の概要

	地 目	田	畑	小 計	採草放牧地	山 林	宅 地	その他	計
①市民農園区域	面 積	5,760	0	5,760	0	0	0	( 0 )	(5,760 m <sup>2</sup> )
								46	5,806 m <sup>2</sup>
	所 在	(14) 猪名川町紫合字西宇田 101 外 15 筆 (内識別紙のとおり)							
②普通収穫高	主たる作目 ( 水 稻 ) 10a 当り 486kg (R5 年産猪名川町収量・近畿農政局統計情報)								
③位 置	猪名川町役場から北へ約2kmの地点に位置する。(別図参照)								
	農 振 計 画	農振地域 ( 内 ・ ④ )							

④土地利用計画		農用地区域 (内・外) (農用地区域面積 0 m <sup>2</sup> )
	都市計画	市街化調整区域内

⑤農業公共投資	事業名	地区名	事業主体	施行期間	施行面積	関係面積	土地改良財産
					ha	m <sup>2</sup>	

### 3 指定要件の概要 (市民農園整備促進法第4条第1項各号)

① 第1号	市民農園として利用することが適当と認められる
② 第2号	農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないと認められる
③ 第3号	市民農園の利用者が相当程度見込まれる

### 4 市民農園の整備促進のための推進体制

市民農園区域に指定後は速やかに指定区域について公表する。

また、開設希望者が作成した市民農園整備運営計画書の記載内容の妥当性等について関係部署・機関と協議を行い、適切な市民農園の整備を推進する。

決定年月日	令和 8年 4月 20日
同意年月日	令和 8年 5月 15日
指定年月日	令和 8年 5月 20日
公表年月日	令和 8年 5月 25日

## 5 その他参考となる事項

別 紙

### 市民農園区域指定土地一覧

猪名川町

( 紫合 地区)

土地の表示

土地の所在	地番	地目		面積 m <sup>2</sup>	備考
		登記簿	現況		
西宇田	101	田	田	552	
西宇田	101-1	田	田	10	
西宇田	101-6	田	田	147	
西宇田	101-7	田	田	337	
西宇田	101-8	田	田	170	
西宇田	101-9	田	田	46	
西宇田	101-5	田	田	343	
西宇田	102-3	田	田	995	
西宇田	102-4	田	田	449	

西宇田	102-5	田	田	29	
西宇田	103-1	田	田	382	
西宇田	103-2	田	田	1,359	
西宇田	104	田	田	706	
西宇田	104-5	田	田	163	
西宇田	104-6	田	田	72	
坊谷	12-4	雑種地	原野	46	

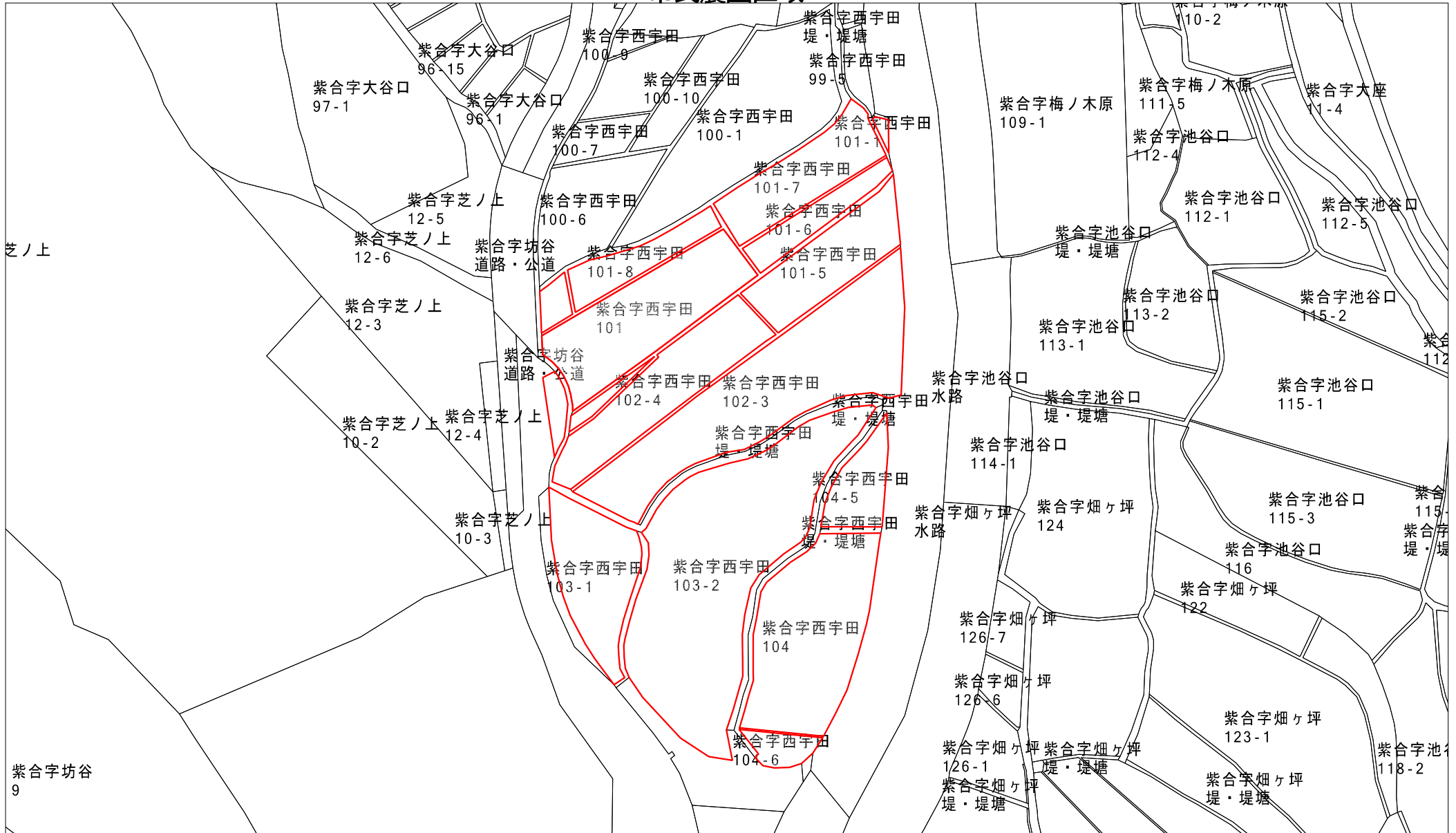
別図 市民農園区域及び付近の状況を示す図面

〔記載注意〕

- 2の③の位置の欄には、例えば「〇〇町役場から東へ〇kmの地点に位置する。」と記載すること。
- 2の④の土地利用計画の農振計画の欄については、市民農園区域が農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域を含む場合には、面積を記入すること。
- 2の④の土地利用計画の都市計画の欄については、市民農園区域が都市計画法による区域区分を含む場合には、都市計画区域外、市街化調整区域内、未線引都市計画区域内用途地域外、未線引都市計画区域内用途地域内等と記載すること。
- 別図の「市民農園区域及び付近の状況を示す図面」には、市民農園の用に供する土地の位置等のほか、農振計画の地域区分及び都市計画の区域区分を表示すること。



# 市民農園区域



1/1

1/1000

合計距離 : 2.05km

